

# 富士市空家等の適正管理に関する規則

令和3年3月25日  
規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び富士市空家等の適正管理に関する条例(令和3年富士市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(立入調査)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、法第9条第3項の規定による立入調査実施通知書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、条例第7条第3項の規定による立入調査実施通知書(第2号様式)により行うものとする。

3 法第9条第4項及び条例第7条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第3号様式)とする。

(特定空家等の通知)

第4条 市長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、当該特定空家等の所在及び状態、周辺の生活環境への影響並びに当該特定空家等の所有者等であることを、特定空家等該当通知書(第4号様式)により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知できないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書(第5号様式)により当該所有者等に対し通知するものとする。

(助言又は指導)

第5条 法第14条第1項の規定による助言は、口頭又は文書により行うものとし、同項の規定による指導は、指導書(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第1項の規定による助言又は指導は、口頭又は文書により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（第7号様式）により行うものとする。

（命令）

第7条 法第14条第3項の規定による措置の命令は、措置命令書（第8号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による措置の命令の事前通知は、措置命令に係る事前通知書（第9号様式）により行うものとする。

3 法第14条第4項の規定による措置の命令の事前通知に係る意見書の提出は、措置命令の事前通知に係る意見書（第10号様式）により行うものとする。

4 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、公開による意見聴取請求書（第11号様式）により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による意見の聴取の通知は、公開による意見聴取実施通知書（第12号様式）により行うものとする。

（標識）

第8条 法第14条第11項の規定による標識は、標識（第13号様式）とする。

（代執行）

第9条 法第14条第9項の規定による行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく行政代執行（以下「代執行」という。）に係る同法第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（第14号様式）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（第15号様式）により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証（第16号様式）とする。

4 代執行に係る行政代執行法第5条の規定による費用の納付の命令は、代執行費用納付命令書（第17号様式）により行うものとする。

（略式代執行）

第10条 前条第3項の規定は、法第14条第10項に規定する処分について準用する。

2 法第14条第10項の規定による公告は、市の掲示場への掲示、市のウェブサイトへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（緊急安全措置）

第11条 条例第10条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（第18号様式）に

より行うものとする。

- 2 条例第10条第3項の規定により費用を徴収するときは、緊急安全措置費用請求書（第19号様式）により当該特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に請求するものとする。

（空家等対策協議会の会長）

第12条 条例第11条に規定する富士市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（協議会の会議）

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（協議会の庶務）

第14条 協議会の庶務は、都市整備部住宅政策課において処理する。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（富士市空家等対策協議会規則の廃止）

- 2 富士市空家等対策協議会規則（平成30年富士市規則第30号）は、廃止する。

第1号様式（第3条関係）

法第9条第3項の規定による立入調査実施通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による立入調査を行うため、同条第3項の規定により通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 立入調査を実施する事由

3 立入調査を実施する日時

4 立入調査を行う者等

備考

- 1 上記に示す立入調査の実施について不服がある場合は、遅滞なく上記4に示す者まで連絡してください。
- 2 上記に示す立入調査の際に立会いを希望する場合は、上記3に示す期日までに上記4に示す者まで連絡してください。
- 3 法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

条例第7条第3項の規定による立入調査実施通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、富士市空家等の適正管理に関する条例（令和3年富士市条例第18号）第7条第2項の規定による立入調査を行うため、同条第3項の規定により通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 立入調査を実施する事由

3 立入調査を実施する日時

4 立入調査を行う者等

備考

1 上記に示す立入調査の実施について不服がある場合は、遅滞なく上記4に示す者まで連絡してください。

2 上記に示す立入調査の際に立会いを希望する場合は、上記3に示す期日までに上記4に示す者まで連絡してください。

第3号様式（第3条関係）

（表面）

		第		号		
立 入 調 査 員 証						
所 属						
職 名						
氏 名						
生年月日	年	月	日			
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び富士市空家等の適正管理に関する条例第7条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。						
				年	月	日
				富士市長	印	

55ミリ  
メートル

91ミリメートル

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抄）  
（立入調査等）  
第9条（省略）  
2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。  
3 （省略）  
4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。  
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

富士市空家等の適正管理に関する条例（令和3年富士市条例第18号）（抄）  
（立入調査等）  
第7条（省略）  
2 市長は、第9条及び第10条の規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。  
3 （省略）  
4 第2項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。  
5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

特定空家等該当通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 図

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第14条第1項の規定に基づき助言又は指導を行うこととなります。改善の方法等について情報の提供等が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき市で調査しましたが、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有し、又は管理していない場合は、下記まで連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出してください。連絡及び書類の提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報の提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

- 1 対象となる空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 所有者等の住所及び氏名  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- 2 空家等の状態（特定空家等と認められる理由）
- 3 所有者等と判断した理由
- 4 担当及び連絡先

特定空家等状態改善通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等の状態が改善され、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

引き続き、適正に管理していただくよう、お願いいたします。

記

1 対象となる空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 特定空家等でないと認めた日

年 月 日

3 特定空家等でないと認められる理由

4 担当及び連絡先

指 導 書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 図

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められるので、法第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう指導します。

記

1 指導の対象となる特定空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 連絡先

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで連絡してください。
- 2 正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例を受けている場合にあっては、備考2の勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されることとなります。

勸告書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 図

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

記

1 指導の対象となる特定期空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置をとるべき期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで連絡してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命令することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例を受けている場合にあつては、この勧告により、当該敷地について当該特例の対象から除外されます。

措置命令書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 図

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がとられていません。

ついては、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう命令します。

記

1 指導の対象となる特定期空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 命令に係る措置の内容

3 命令に至った事由

4 命令の責任者

5 措置をとるべき期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで連絡してください。
- 2 この命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

## 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

措置命令に係る事前通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 図

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について、 年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がとられていません。

このまま措置がとられない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので、同条第4項の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、富士市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定期空家等
  - (1) 所在地
  - (2) 所有者等の住所及び氏名  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする事由
- 4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書等の提出期限 年 月 日

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで連絡してください。
- 2 法第14条第3項の命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 代理人を選任し上記の手続を行う場合は、意見書又は意見聴取請求書に代理人に手続を委任する旨を記載した書類を添付してください。

措置命令の事前通知に係る意見書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所 （法人にあつては、その主たる事務所の所在地）  
提出者 氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号の措置命令に係る事前通知書について、下記のとおり意見を述べ、及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 特定空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 措置命令に係る事前通知に対する意見

3 自己に有利な証拠の提出の有無

有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙の記載のうえ、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

公開による意見聴取請求書

年 月 日

（宛先）富士市長

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
請求者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号の措置命令に係る事前通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第5項の規定に基づき、下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 意見の聴取に出席しようとする者の住所、氏名及び連絡先

住所：

氏名：

連絡先：

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙の記載のうえ、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

公開による意見聴取実施通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで請求のあった公開による意見の聴取について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第6項の規定に基づき、下記のとおり公開による意見聴取を行うため出頭を求めますので、同条第7項の規定に基づき通知します。

なお、同項の規定に基づき公告していることを申し添えます。

また、法第14条第8項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 対象となる特定空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 被意見聴取人の住所及び氏名

住 所：

氏 名：

3 命じようとする措置の内容

4 公開による意見の聴取の期日及び場所

備考

- 1 意見の聴取の際には、この通知書を持参するとともに、請求者本人であることを証明する書類を提出し、又は提示すること。
- 2 本人の委任による代理人が出席する場合は、代理人本人であることを証明する書類のほか、本人の記名及び押印がある委任状を提出し、又は提示すること。

標 識

年 月 日

富士市長

印

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等の所在地

2 命令に係る措置の内容

3 命令に至った事由

4 命令の責任者

5 措置をとるべき期限 年 月 日

備考

この標識は、法第14条第1項の規定に基づき設置したものである。

戒 告 書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

あなたが所有し、又は管理する下記の特特定空家等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき必要な措置をとるよう命じました。この命令に係る措置を下記の履行期限までに履行しないときは、法第14条第9項の規定に基づき当該特定空家等に係る措置を執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第2条の規定によりあなたから徴収するとともに、当該代執行により当該物件及びその他の資材に損害が生じても、市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 戒告の対象となる特定空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 措置の内容

3 履行期限 年 月 日

4 代執行を行う事項

5 連絡先

## 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

代執行令書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 図

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について、 年 月 日付け 第 号により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づき戒告を行いましたが、いまだに当該措置を履行されないため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定に基づき通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第2条の規定によりあなたから徴収するとともに、当該代執行により当該物件及びその他の資材に損害が生じても、市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 代執行を行う特定期空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 代執行を行う事項

3 代執行を行う時期 年 月 日から 年 月 日までの 日間

4 執行責任者

5 代執行費用の概算の見積額 円

## 教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第16号様式（第9条関係）

（表面）

		第		号		
執行責任者証						
所 属						
職 名						
氏 名						
生年月日	年	月	日			
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。						
				年	月	日
				富士市長	印	
記						
1	代執行をなすべき事項					
	代執行令書（	年	月	日付け	第	号）記載の特定空家等に対する措置
2	代執行をなすべき時期					
	年	月	日から	年	月	日まで

55ミリ  
メートル

91ミリメートル

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抄）  
（特定空家等に対する措置）

第14条（省略）  
2～8（省略）  
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。  
10～15（省略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抄）  
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

注 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

代執行費用納付命令書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 図

あなたが所有し、又は管理する下記の特定期間等について、 年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用が決定したため、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条の規定に基づき、下記のとおり当該代執行に要した費用を納付するよう命じます。

なお、下記の納付期限までに納付しないときは、行政代執行法第6条の規定により、国税滞納処分の例により徴収することがあることを申し添えます。

記

1 代執行を行った特定空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 納付金額 円

3 納付期限 年 月 日まで

4 納付方法 別に交付する納付書による。

5 代執行の内容

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富士市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は、富士市長になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

緊急安全措置実施通知書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、富士市空家等の適正管理に関する条例（令和3年富士市条例第18号）第10条第1項の規定に基づき緊急安全措置を講じましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 緊急安全措置を講じた空家等

(1) 所在地

(2) 所有者等の住所及び氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

2 緊急安全措置の内容

3 緊急安全措置を講じた事由

4 緊急安全措置を講じた日 年 月 日

5 緊急安全措置に要した費用（所有者等の費用負担） 円

緊急安全措置費用請求書

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

富士市空家等の適正管理に関する条例（令和3年富士市条例第18号）第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり緊急安全措置に要した費用を請求しますので、別に交付する納付書により、納付期限までに納付してください。

記

1 緊急安全措置に要した費用 金 \_\_\_\_\_ 円

2 費用の内訳

3 納付期限 年 月 日